

議長（福田会長）

会議資料 8 ページの議案第 33 号「建設関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（金子建設部長）

議案第 33 号「建設関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。

建設関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1 道路・橋りょうの整備事業については、計画的に実施し、継続事業については新市においても引き続き実施する。

2 道路・橋りょうの維持管理・修繕については、緊急、応急的な修繕のあり方等、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。

3 道路用地の取得については、取得手法が異なることから、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。

4 河川整備計画については、原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。

5 住宅資金の貸付制度については、宇都宮市の制度を基準に調整することといたしました。

引き続きまして詳細についてご説明します。参考資料 33 ページをお開きください。

まず中段に、各市町の平成 15 年 3 月末現在の道路・橋りょうの延長等を記載しております。ご覧いただきたいと存じます。

その下は、生活道路整備基準について各市町の現状を記載しております。宇都宮市は整備基準を原則幅員 6 メートル以上とし、幅員 7 メートル未満の道路については、その用地は寄附としていただいております。上三川町は整備基準を原則幅員 4 メートル以上とし、用地は買収としております。上河内町は整備基準を利用者が概ね 5 戸以上、延長 50 メートル以上とし、幅員 4 メートル以上の道路用地は買収としております。河内町は整備基準はありませんが、町民等の要望に基づき判断し、用地はすべて買収としております。このように、生活道路用地の取得については、3 町は買収、宇都宮市は寄附を前提としております。負担の公平性等の観点からは、合併時から統一することが望ましいわけではありますが、各町において事業継続中の路線については、隣接地権者との公平性にも配慮する必要があることから、買収方式とすることとし、新規路線につきましては、宇都宮市の制度に統一する方向で調整しております。

34 ページをお開きください。まず河川整備計画の現状ですが、宇都宮市では策定中、上三川町では策定を検討中、上河内町と河内町では策定の予定はありません。

河川整備計画については、宇都宮市が昨年度に策定いたしました「宮の川づくり基本構想」を基に、合併後 5 年後を目途に新市の河川整備計画の策定を行うということで調整いたしました。その下には、市営・町営住宅の現状を記載しておきました。ご覧いた

だきたいと存じます。

35, 36 ページには, 先進事例としてさいたま市ほか 4 市の事例を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第 33 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見等がございましたらお願いいたします。はい, 藤江委員。

藤江委員（上河内町）

3 についてお伺いいたします。道路用地の取得について, また生活道路整備基準ということにも関連いたしますので, その辺のご質問をいたします。

ただいまのご説明で, 負担の公平性確保の見地から, 合併時から宇都宮市の制度にできれば調整してやっていきたいのだが新規以外はということがありましたが, 参考資料の 33 ページを見させていただきますと, 説明にもございましたように, 3 町側はすべて生活道路の整備基準が 4 メートル, 河内町に至ってはもっと緩やかなのかなと理解しているのです。そして道路用地は買収です。宇都宮市になると, 整備基準が原則 6 メートル以上で, 道路幅員 7 メートル未満が, 先ほど説明にありましており寄附だと。この差は決定的に大きいといいますか, 私どもの特別委員会で, この道路関係の問題も合併時の大きな問題の一つだということで大変神経質になっております。それは, 上河内町に関してですが, 合併によって, オーバーに言えば, 生活道路の整備は事実上されなくなってしまわないかという大変な心配を抱えており, この辺は鋭意, うちの町長等も努力されているとはお聞きしております。3 の中では, 必ずしも宇都宮市の制度を基準と言い切ってはおりませんが, 先ほどの説明の中ではそのようなニュアンスが多分に多くありましたので, この辺はどういうふうになっているのか, 再度お尋ねしたいと思います。

議長（福田会長）

はい, 事務局。

事務局（笠井道路建設課長）

お答え申し上げます。行政の継続性とか事業の継続性, また, 受益者負担の原則とか公平性, 統一性ということで, 現在実施されている整備路線については, そのことから従来どおりということです。今整備中というのは, 今年度スタートあるいは説明会を実施した路線まで対象になるのかということ, 道路専門部会で最後の詰めをしているところでございます。もちろん道路改良のうち, 生活道路の整備, 新設改良については,

地域行政機関の中で実施するという方向が出ておりますので、地域の方で優先順位をつけてやっていただくわけですが、そういう中で、用地買収まで含めて延々とやっていくのはいかがか、地域によって用地の取得の考え方にばらつきがあってはいかがかということで、速やかに新市合併後、統一していくことが望ましい。宇都宮市の基準に調整してまいりたいということでは合意の方向は見えておりますが、何十路線という整備要望を抱えているところをどう調整するかということで、今詰めているところでございますので、合併までには調整していきたいと考えております。

議長（福田会長）

はい、藤江委員。

藤江委員（上河内町）

ご説明どおりだと思いますが、例えば宇都宮市の原則6メートル以上が生活道路の整備基準だとしますと、上河内町の現況を率直に申し上げさせていただきますれば、6メートル以上の生活道路という実態も概念もないのが現実です。それはそれで置いておきまして、ただいまのご説明の中で、正確には理解できなかったのですが、地域は地域行政機関の中で優先順位をつけて整備という説明がありました。ということは、必ずしも生活道路整備基準は宇都宮市はあるが、その制度一本で硬直的にやっていくのではなくて、地域行政機関の中で裁量の余地があると理解してよろしいのでしょうか。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（笠井道路建設課長）

当初、道路新設改良につきましては、基本的には維持管理・修繕が地域行政機関で、道路改良工事は統括機関ということで整理されておりました。その後、生活道路のような道路改良新設につきましては、地域で主体的に実施してまいりたいということになってございまして、全市の道路整備のあり方、基本計画、整備計画については統括機関でやるものとし、いわゆる生活道路につきましては、地域の実情が一番分かる地域行政機関の中で実施した方がよいのではないかと、また自主性でやっていくということで整理されてきたこととございます。今問題の用地取得、買収の考え方、受益者負担、生活道路の敷地の提供ということにつきましては、将来的には統一してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

藤江委員（上河内町）

了解しました。

議長（福田会長）

ただいまの件につきまして、ほかにございせんか。

幅員が7メートル以上ということになりますと、地域によっては4メートルで十分であるにもかかわらず、わざわざ広い道路を造ることになってしまうということも発生してくる可能性があるわけです。ですから、地域の実情を勘案しながら、4メートル未満というのはいかななものかと思いますが、4メートル以上7メートル未満、この整備についての取扱いをどうするかということが今の質疑の中で表れているわけですが、やはり、地域の実情を考慮する必要があるということ。

それから合併特例債については、生活環境の改善ということが合併の理由の一つでもあり、特例債の活用はそういうことにも使っていくべきものではないかと考えますと、宇都宮市の制度にすべて合わせていければそれが一番いいのですが、なかなかそうはならない地域も出てくる可能性もあると考えておりますので、合併までに調整をさらに進めていくことになっていきますが、地域の実情、地域への配慮についても専門部会で十分議論していただきたいと思えます。

ほかにございせんか。

それでは、無いようですので、お諮りいたします。議案第33号「建設関係事業の取扱いについて」は、一部詰めが甘いところもあるようでありますけれども、原案のとおり決定することによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第33号は原案のとおり決定といたします。